

東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例

東大和市立保育園設置条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の2項を加える。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前であっても、保育園において保育を利用する児童がいなくなった場合には、この条例は、廃止するものとする。
- 3 前項の規定により効力を失う前に保育を利用した者に係る第3条に規定する保育料については、同項に規定する日後も、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。